

X	1	1	1	02
5	年	保	存	

秋 本 地 第 7 8 号
平 成 1 8 年 3 月 6 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察山岳遭難救助隊設置要綱の制定について（例規）

山岳遭難の防止については、「山岳遭難防止対策推進要領の一部改正について（例規）」（平成15年12月1日付け秋本地第362号）により、それぞれ地域の実態に応じた事故防止対策を推進しているところであるが、この度、各季における多種多様な山岳遭難等に対処するため、主要山岳地帯を管轄する警察署等に置く山岳遭難救助班をもって構成する秋田県警察山岳遭難救助隊を設置し、迅速かつ効率的な搜索及び救助活動の万全を期することとしたので効果的な運用に努められたい。

記

1 制定の趣旨

最近における中高年登山者の増加等を背景として、知識・経験の乏しい登山者による大量遭難や、山菜採り等の遭難が発生しているが、山岳遭難救助活動は、山岳地帯を現場として、署境を越え広範囲に実施される場合が多いことから、山岳遭難事案発生時における効果的な搜索及び救助活動を行うため、生活安全部地域課に秋田県警察山岳遭難救助隊を設置することとしたものである。

2 運用上の留意事項

(1) 隊員の指定（第5関係）

ア 隊員の指定に当たっては、心身ともに頑健であり、登山等についての知識、技術、体力を有する者又は訓練によって適格者となり得る者を選考するものとする。

イ 隊員の異動、病気その他の事情により欠員を生じ、又は交代させる必要があるときは、速やかに欠員補充のための指定を行うものとする。

(2) 広域的運用への配意（第6関係）

警察署山岳救助班は、原則として自署管内における山岳遭難救助活動に従事するものとするが、他署管内へ派遣による広域的運用が可能であることから、大規模な山岳遭難事案等の発生による広域的運用の必要が生じた場合は、迅速な派遣要請による効果的な活用を図ること。

別添

秋田県警察山岳遭難救助隊設置運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、秋田県警察山岳遭難救助隊（以下「山岳遭難救助隊」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 設置

秋田県警察本部生活安全部地域課に、山岳遭難救助隊を設置する。

第3 任務

山岳遭難救助隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- 1 山岳遭難者の捜索及び救助活動
- 2 山岳遭難の防止等に関する活動

第4 組織

山岳遭難救助隊の組織は、別表に掲げるとおりとする。

第5 隊員の指定等

1 隊員の推薦

山岳遭難救助班が所在する所属（以下「班所在所属」という。）の長（以下「班所在所属長」という。）は、定期人事異動後速やかに、当該班所在所属の職員（警部以上又はこれに相当する職務にある者を除く。）の中から、当該班の班員としての適性を有すると認める別表に定める人数の者について山岳遭難救助隊員推薦書（別記様式第1号。以下「推薦書」という。）を作成し、山岳遭難救助隊長（以下「隊長」という。）を經由して本部長に提出するものとする。

2 隊員の指定

本部長は、別表に定める山岳遭難救助班長（以下「班長」という。）及び1により推薦された者について、山岳遭難救助隊員（以下「隊員」という。）としての適性を有すると認める場合は、山岳遭難救助隊員指定書（別記様式第2号）により、隊員として指定するものとする。

3 指定の解除

本部長は、隊員が病気その他の理由により隊員としての適性を欠くに至ったと認める場合は、山岳遭難救助隊員指定解除書（別記様式第3号）により、その指定を解除するものとする。

4 欠員時の措置

本部長は、指定の解除その他の理由により班長が欠けた場合又は入校等により班長が長期間不在となる場合等には当該班所在所属の警部補以上又はこれに相当する職務にある者を当該期間中班長代理として指名するものとし、指定の解除その他の理由により班員が別表に定める人数に満たなくなった場合には、当該班所在所属長に対し、速やかに推薦書により班員の推薦を行うよう指示するものとする。

第6 派遣等

1 派遣要請

警察署長は、管内において山岳遭難が発生した場合で、遭難者が多数であるとき又は管轄区域を越えて捜索する必要があるとき等山岳遭難救助隊の派遣を必要と認める

ときは、隊長を経由して本部長に対しその旨及び次の事項を報告するものとする。

- (1) 事案の概要
- (2) 山岳遭難救助隊の派遣を必要とする理由
- (3) 派遣日時及び場所
- (4) 所要人員
- (5) その他参考事項

2 派遣

本部長は、1の報告を受けた場合において山岳遭難救助隊を派遣する必要があると認めるときは、隊員を派遣する必要があると認める班所在所属長に対し、隊長を通じて必要事項を通知するものとし、当該班所在所属長は、これに応じて隊員を派遣するものとする。

3 隊長の任務

山岳遭難救助隊を派遣した場合において、隊長は、当該派遣先の警察署長と協力し、状況に応じて警察航空隊を出動させるなど所要の措置を講じ、迅速かつ効果的な捜索及び救助活動を行うものとする。

第7 教養訓練

班所在所属長その他の関係所属長は、平素から隊長との連携を密にし、隊員に対する山岳遭難救助訓練、山岳遭難救助用装備資機材の整備等が確実に行われるよう配慮するものとする。

* 別記様式第1号、第2号、第3号 略

別表

山 岳 遭 難 救 助 隊 編 成 表

